

陳情第49号

「委員会での陳情者の発言機会を求める陳情」 資料②

- ・ 議会改革検討委員会 第10回報告書
※ 「請願、陳情の意見陳述の機会の付与」
に関する検討結果
- ・ 議会改革検討委員会記録（抜粋）
（平成30年2月14日）

議会改革検討委員会

第10回報告書

【報告事項】

請願、陳情の意見陳述の機会の付与

平成30年 2月14日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、請願・陳情者による意見陳述の実施に賛成の意見、意見陳述の実施に慎重な意見があり、検討委員会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって検討委員会の報告に代える。

2 各委員の意見の概要

(1) 請願・陳情者による意見陳述の実施に賛成の意見の概要

- ・ 請願・陳情提出者（以下、提出者）が直接、意見陳述を行うことにより、請願・陳情文に記載されている内容に加え、請願・陳情を提出するに至った提出者の心情や、時間の経過により変化した部分などについて詳細に説明がなされるため、請願・陳情に関する状況を正確に把握した上で、審査に臨むことが可能となるものと思われる。
また、提出者から意見を直接聴取することができることから、審査する議員にとっても、請願・陳情の詳細な内容について確認し、理解した上で審査を行うことが可能となる。
- ・ 事前に来庁し、各議員へ個別に請願・陳情の内容や背景を説明している提出者もいるが、提出者が日中働いている場合、平日に来庁し、何度も各議員に説明するのは大きな負担であることから、意見陳述を実施している他都市事例を参考にし、審査当日に提出者による意見陳述の機会を付与すべきである。
- ・ 審査直前に提出者本人から請願・陳情の趣旨を説明してもらうことにより、請願・陳情に関する各委員の情報が一致することとなるため、共通認識のもとで議論することができる。

(2) 請願・陳情者による意見陳述の実施に慎重な意見の概要

- ・ 会議規則には参考人制度、紹介議員による趣旨説明制度等が規定されているが、十分に活用されていない状況であり、これらの既存の制度を活用することにより現状でも十分に対応が可能であるため、あえて意見陳述という新たな制度を設ける必要はないと考える。
- ・ 本件については前期の議会運営検討協議会で協議されたが、請願に署名する際は、不明な点があれば提出者に確認できること、現行でも参考人制度や紹介議員の趣旨説明制度が存在すること、紹介議員が1人でもいれば請願が提出できることなど、基本的に意見陳述の実施には解決すべき課題が多数残されている等の意見が出され、委員の意見が一致せず協議を終了している。前期の議会運営検討協議会で議論された内容以上の状況の変化等がないものと思われるため、意見陳述を実施する必要はないと考える。

- ・ 本市では請願・陳情の審査に当たり、事前に現地視察を行うなど、他都市と比較しても丁寧に対応しているため、意見陳述は不要であると思われる。
- ・ 請願・陳情の中には民間同士の紛争等に関係する内容が含まれることもあることから、全ての提出者に意見陳述の機会を与えることについては、慎重であるべきと考える。
- ・ 提出者が意見陳述の際に感情的になることも想定され、冷静に議論できる環境を確保することが困難になるのではとの懸念が残る。

資 料 編

- 検討項目「請願・陳情の意見陳述の機会の付与」に関する提案趣旨
(共産党) ----- 4

- 政令指定都市における請願・陳情の意見陳述の状況 ----- 5

検討項目「請願・陳情の意見陳述の機会の付与」に関する

提案趣旨（共産党）

本市議会において、より民主的な議会運営を実現していくため、他都市での実施状況を参考に、発言時間に一定のルールを設けるなどした上で、請願・陳情提出者から、提出に至った経緯や思いなどを直接聴取することが可能な、意見陳述の機会を設けるべきである。

政令指定都市における請願・陳情の意見陳述の状況

平成 29 年 5 月現在

1 請願・陳情提出者による意見陳述等の有無

あり	12市	札幌市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
なし	8市	仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、京都市、大阪市、岡山市、川崎市

2 意見陳述等の名称

趣旨説明	4市	札幌市、新潟市、静岡市、広島市
主旨説明	1市	熊本市
口頭陳情	3市	名古屋市、北九州市、福岡市
口頭陳述	2市	浜松市、神戸市
意見陳述	2市	千葉市、堺市

3 実施時期

委員会外で実施	開会前	2市	浜松市、熊本市
	開会前又は休憩中	3市	名古屋市、北九州市、福岡市
	休憩中	2市	札幌市、千葉市
	*委員会協議会で実施	1市	新潟市
で委員会実施	委員会審査の冒頭	4市	静岡市、堺市、神戸市、広島市

*委員会協議会…委員会の委員が、正規の委員会招集手続きを経ることなく議会閉会中や休会中及び休憩中に集合し、所管に係る事項その他の問題について協議する事実上の会議のことをいう。

4 実施要件

提出者が希望するとき	8市	札幌市、千葉市、静岡市、名古屋市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
委員会が必要と認めるとき、又は提出者が希望するとき	2市	新潟市、神戸市
提出者が希望し、所管の委員会協議会において過半数が同意したとき	1市	浜松市
提出者が希望し、かつ委員会で許可・不許可をあらかじめ決定した上で実施	1市	堺市

5 委員会記録への掲載

掲載する	5市	新潟市、静岡市、堺市、神戸市、広島市
掲載しない	7市	札幌市、千葉市、浜松市、名古屋市、北九州市、福岡市、熊本市

請願・陳情提出者意見陳述等の状況

	受理件数 (平成28年)		意見陳述等 の有無		名称	実施時期	実施要件	委員会記録 への掲載
	請願	陳情	請願	陳情				
札幌市	1	228	○	○	趣旨説明	委員会の休憩中	提出者が希望するとき	×
仙台市	5	13	×	×	-	-	-	-
さいたま市	55	49	×	×	-	-	-	-
千葉市	7	30	○	○	意見陳述	委員会の休憩中	提出者が希望するとき	×
横浜市	31	72	×	×	-	-	-	-
相模原市	0	29	×	×	-	-	-	-
新潟市	5	83	○	○	趣旨説明	委員協議会で実施	委員会が必要と認めるとき、又は提出者が希望するとき	○
静岡市	4	4	○	○	趣旨説明	委員会審査の冒頭	提出者が希望するとき	○
浜松市	2	13	○	○	口頭陳述	委員会の開会前	提出者が希望し、所管の委員会委員協議会において過半数が同意したとき	×
名古屋市	25	24	○	○	口頭陳情	委員会の開会前又は休憩中	提出者が希望するとき	×
京都市	14	37	×	×	-	-	-	-
大阪市	5	122	×	×	-	-	-	-
堺市	2	77	×	○	意見陳述	委員会審査の冒頭	提出者が希望し、かつ委員会で許可・不許可をあらかじめ決定した上で実施	○
神戸市	5	72	○	○	口頭陳述	委員会審査の冒頭	委員会が必要と認めるとき、又は提出者が希望するとき	○
岡山市	0	30	×	×	-	-	-	-
広島市	14	70	○	×	趣旨説明	委員会審査の冒頭	提出者が希望するとき	○
北九州市	4	49	○	○	口頭陳情	委員会の開会前又は休憩中	提出者が希望するとき	×
福岡市	35	12	○	×	口頭陳情	委員会の開会前又は休憩中	提出者が希望するとき	×
熊本市	2	48	○	○	主旨説明	委員会の開会前	提出者が希望するとき	×
川崎市	13	30	×	×	-	-	-	-

[平成30年 2月議会改革検討委員会]-[02月14日-01号]-P.4

○委員長(山崎直史)

○山崎直史 委員長 次に、(3)の「請願、陳情の意見陳述の機会の付与」について御協議をお願いします。

本件につきましても、前回の検討委員会で協議を終了し、本件についての報告書案を作成し、本日の検討委員会で確認していただくこととなっております。

お手元に報告書案を配付させていただいておりますので、内容の確認をお願いしたいと思います。

初めに、事務局から概要について説明させていただきます。

◎小泉 議事課長 それでは、同じくお手元の第10回報告書、報告事項は請願、陳情の意見陳述の機会の付与でございます。

報告書の1ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、1の検討結果は記載のとおり、その内容について、当検討委員会では、本件について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、請願・陳情者による意見陳述の実施に賛成の意見、意見陳述の実施に慎重な意見があり、検討委員会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって検討委員会の報告にかえると記載させていただいております。

次に、2は各委員の意見の概要をそれぞれ記載させていただいております。

(1)は、請願・陳情者による意見陳述の実施に賛成の意見の概要といたしまして、こちら3点ほど記載をさせていただいておりますけれども、1つ目の黒丸として、請願・陳情提出者が直接、意見陳述を行うことにより、請願・陳情文に記載されている内容に加え、請願・陳情を提出するに至った提出者の心情や、時間の経過により変化した部分などについて詳細に説明がなされるため、請願・陳情に関する状況を正確に把握した上で審査に臨むことが可能となるものと思われる。また、提出者から意見を直接聴取することができることから、審査する議員にとっても、請願・陳情の詳細な内容について確認し、理解した上で審査を行うことが可能となるなどと記載させていただいております。

そして、下段の(2)になりますけれども、こちらについては、請願・陳情者による意見陳述の実施に慎重な意見の概要といたしまして、1つ目の黒丸になりますけれども、会議規則には参考人制度、紹介議員による趣旨説明制度等が規定されているが、十分に活用されていない状況であり、これらの既存の制度を活用することにより現状でも十分に対応が可能であるため、あえて意見陳述という新たな制度を設ける必要はないと考えるなどと、それぞれ意見をお示しさせていただいております。

そして、3ページ以降が資料編ということで、検討委員会で配付をさせていただき、御確認いただいた資料となっております。

報告書の概要については以上でございます。

○山崎直史 委員長 報告書案につきましては、ただいまの説明のとおりです。
それでは、皆様から御意見がございましたら伺いたいと思います。

(なし)

○山崎直史 委員長 特になければ、報告書案を検討委員会の結論とし、議長宛てに報告書を提出することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山崎直史 委員長 それでは、そのように決定いたします。
